

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年12月10日(火)午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	今吉 直樹 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	川窪 幸治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	阿多 己清 君	委員	仮屋 国治 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員 野村 和人 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市長公室長	永山 正一郎 君	市民環境部長	石神 幸裕 君
建設部長	西元 剛 君	安心安全課長	山口 留美子 君
市民活動推進課長	吉永 利行 君	環境衛生課長	末松 正純 君
スポーツ・文化振興課長	久木田 勇 君	林務水産課長	今吉 秀志 君
耕地課長	八重山 純一 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
霧島総合支所長	鎌田 順一 君	霧島副総合支所長	山下 晃 君
環境衛生課主幹	山本 秀一 君	環境衛生課主幹	白鳥 竜也 君
環境衛生課主幹	四本 久 君	スポーツ・文化振興課主幹	川添 哲弘 君
林務水産課主幹	川原 昭二 君	耕地課主幹	笠井 剛 君
霧島総合支所市民生活課主幹	冷水 辰雄 君	安心安全課交通防犯グループ長	東村 大輔 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループ長	金丸 哲朗 君	安心安全課交通防犯グループサブリーダー	野間 立樹 君
環境衛生課衛生施設グループサブリーダー	塩満 慶太 君	スポーツ・文化振興課施設管理グループサブリーダー	山下 良太 君
環境衛生課衛生施設グループ主査	豊住 忠幸 君		
社会教育課長	赤塚 孝平 君	社会教育課主幹	井上 寛昭 君

6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳丸 慎一 君

8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第106号 指定管理者の指定について

議案第114号 指定管理者の指定について

議案第115号 指定管理者の指定について

議案第116号 指定管理者の指定について

議案第117号 指定管理者の指定について

議案第118号 指定管理者の指定について

議案第119号 指定管理者の指定について

議案第120号 指定管理者の指定について

議案第121号 指定管理者の指定について

議案第124号 財産の取得について

所管事務調査 霧島永水地区における市有地の処分について

所管事務調査 横断歩道、停止線等の早急な修繕に関する意見書について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 10時00分」

○委員長（今吉直樹君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る12月3日の本会議で当委員会に付託されました、議案10件の審査と、所管事務調査2件について調査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 所管事務調査 霧島永水地区における市有地の処分について

まず、所管事務調査を行います。テーマは、「霧島永水地区における市有地の処分について」となっています。それでは、現地調査を行いますので、警察署側の市役所正面玄関ロータリーに、移動をお願いします。ここで、しばらく休憩します。

△ 現地調査（霧島永水地区における市有地の処分について）

「休 憩 午前 10時02分」

「再 開 午後 1時10分」

△ 議案第106号、議案第114号 指定管理者の指定から 議案第121号 指定管理者の指定についてまで

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。これから指定管理者の指定に関する議案について審査を行います。まず、議案第106号、議案第114号から議案第121号まで審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（石神幸裕君）

議案第106号及び議案第114号から議案第121号の指定管理者の指定についてご説明いたします。本案は、各指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。今回の指定管理者の選定にあたりましては、本年5月27日から6月28日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査しました。その報告内容を総合的に判断し、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年間、指定管理者を指定しようとするものです。議案第114号から議案第121号の8件は、重複する部分が多数ありますことから、重複する部分の資料と議案説明につきましては、議案第114号のみとし、議案第115号から議案第121号につきましては、省略させていただきたいと存じます。詳細につきましては、各担当課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（末松正純君）

議案第106号 指定管理者の指定についてです。現在、株式会社フクシマを指定管理者としている霧島市国分斎場について、令和7年3月31日で指定期間が満了することから、公募を行ったところ、福地産業株式会社及び株式会社五輪の2団体から応募があり、福地産業株式会社が指定管理候補者

として選定されました。これに基づき福地産業株式会社を、令和7年度から5年間、指定管理者に指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。「4 指定管理者が行う業務等」については、(1)火葬等に関する業務、(2)斎場の維持管理に関する業務、(3)斎場の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、(4)斎場の使用料の収受に関する業務などです。4ページをご覧ください。「6 管理に要する経費」については、経費は、市が支払う委託料で賄われ、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上しており、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。7ページをご覧ください。「14選定方法」については、指定管理候補者選定委員会の各委員が選考事項に沿って審査し、申請者のうち第一位とした委員数が最も多いものについて、指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。8ページをご覧ください。審査基準と配点については、「1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」が30点。「2 事業計画の内容が管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」が20点。「3 事業計画書に沿った管理を安定して行なうために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」が30点。「4 その他」が20点。合計100点満点となっています。また、選定委員会の審査後、選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、選定委員会における審査経過等についてご説明いたします。22ページをご覧ください。委員構成については、内部委員が新町副市長、内副市長、小倉総務部長、藤崎企画部長、石神市民環境部長、外部委員が尾堂委員、梶井委員、児玉委員、池田委員の計9人です。23ページをご覧ください。「4 審議経過」については、第1回の会議において、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行っています。次に、第2回の会議において、委員から申請者に対し事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しています。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議において、委員全員の得点を確認の上、指定管理候補者としてふさわしいか審査し、選定意見を取りまとめています。次に、「5 審査方法」については、委員会で、施設の募集要項に定めた「審査基準と配点」に基づき、提案書類の審査や、申請者へのヒアリングを行っています。33ページをご覧ください。審査は、「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、標準を、配点の6割を得点とする評価「C」。「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」。「C」より不十分である場合は、配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」。記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。27ページをご覧ください。評点結果については、委員数9人のうち第1位と評価した委員数が、福地産業株式会社5人、株式会社五輪4人でした。このようなことから、1位評価の数が多かった福地産業株式会社を指定管理候補者に選定しました。主な選定意見については、法令等の変更や運営費の上昇など、施設の管理業務における様々なリスクに対して主体的に受け入れる考え、現指定管理者の従業員を引き続き雇用することでサービス水準が維持・確保される点、地元雇用並びに現指定管理者の従業員と同等の待遇確保及び更なる待遇改善が期待できる点、環境整備なども含めたグループ会社によるバックアップ体制が整っている点を評価する意見がありました。以上で、霧島市国分斎場の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

議案第114号 指定管理者の指定についてご説明いたします。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としております霧島市溝辺公民館・上床運動公園施設につきまして、指定期間が令和7年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、きりしまPPP株式会社、1社から応募があり、同社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、きりしまPPP株式

会社を、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の4ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、(1) 溝辺公民館・上床運動公園の使用の許可等に関する業務、(2) 溝辺公民館・上床運動公園の施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務、(3) 溝辺公民館・上床運動公園の利用者アンケートの実施に関する業務、(4) 前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務、(5) その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおり、(6) 災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、当施設は市の要請により、最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際に協力することとしております。次に、5ページをご覧ください。募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。なお、市からの委託料につきましては、今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、資料の8ページをご覧ください。14の選定方法につきましては、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、申請者のうち第一位とした委員数が最も多いものについて指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。審査基準と配点につきましては、「事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」について30点、「事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」について20点、「事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」について30点、「その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」について20点で、合計100点となっております。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、「令和6年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について」に沿って、選定委員会における審査経過等についてご説明いたします。資料の28ページをご覧ください。まず、委員構成につきまして、内部の委員が新町副市長、内副市長、小倉総務部長、藤崎企画部長、及び、施設を所管する担当部長、外部委員が永田委員、常盤委員、小屋敷委員、橋元委員の計10人となっております。次に、資料の29ページをご覧ください。4審議経過についてご説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、5審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「選定基準と配点」に基づき、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査と申請者へのヒアリングを行いました。審査に当たっては、39ページの「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。36ページをご覧ください。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない場合及び審査項目と関係のない記述の場合は、得点をゼロとする「F」で評価しています。次に、審査結果についてご説明いたします。資料の33ページをご覧ください。指定管理候補者であるきりしまPPP株式会社の得点は709点であり、主な選定意見としては、「利用者の意見、要望の聴取や環境美化に積極的に取り組む姿勢を評価する」、「経営見直し等の自主努力による利益を施設の維持管理に還元している点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、霧島市溝辺公民館・上床運動公園施設の指定管理者

の指定についての説明を終わります。議案第115号 指定管理者の指定についてご説明いたします。現在、NPO法人隼人錦江スポーツクラブを指定管理者としております霧島市隼人運動施設につきまして、指定期間が令和7年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、NPO法人隼人錦江スポーツクラブ、1社から応募があり、同社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、NPO法人隼人錦江スポーツクラブを、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、(1)施設の維持管理に関する業務、(2)施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、(3)施設の使用料の収受に関する業務、(4)前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務、(5)その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は、利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。次に、審査結果についてご説明いたします。資料の30ページをご覧ください。指定管理候補者であるNPO法人隼人錦江スポーツクラブの得点は567点であり、主な選定意見としては、「利用者とのコミュニケーションを重視し、利用者の声を参考にサービス向上に取り組んでいる点を評価する」、「鹿児島工業高等専門学校との連携協定により、専門資格者の配置や支援を受けることで、より専門的な自主事業の展開が期待される点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、霧島市隼人運動施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。議案第116号 指定管理者の指定についてご説明いたします。現在、NPO法人隼人錦江スポーツクラブを指定管理者としております霧島市隼人松永運動施設につきまして、指定期間が令和7年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、NPO法人隼人錦江スポーツクラブ、1社から応募があり、同社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、NPO法人隼人錦江スポーツクラブを、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、(1)施設の維持管理に関する業務、(2)施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、(3)施設の使用料の収受に関する業務、(4)前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務、(5)その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。次に、審査結果についてご説明いたします。資料の29ページをご覧ください。指定管理候補者であるNPO法人隼人錦江スポーツクラブの得点は560点であり、主な選定意見としては、「利便性向上のために、公共施設予約システムの導入を予定している点を評価する」、「定期的な各種目のスポーツプログラムや高齢者を対象とした「元気づくり」の体験プログラム等、利用者のニーズや高齢化社会に適応した自主事業を計画している点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、霧島市隼人松永運動施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。議案第117号 指定管理者の指定についてご説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としております霧島市横川運動公園につきまして、指定期間が令和7年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、株式会社エルグ・テクノ、1社から応募があり、同社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、株式会社エルグ・テクノを、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、(1)横川運動公園の使用の許可等に関する業務、(2)横川運動公園の利用料の収受に関する業務、(3)横川運動公園の施設及び設備の維持及び修繕等に関する

る業務、(4) 横川運動公園の利用者アンケートの実施に関する業務、(5) 前各号に掲げるもののほか、市が管理上必要と認める業務、(6) その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおり、(7) 災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、当施設は市の要請により、最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際に協力することとしております。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。次に、審査結果についてご説明いたします。資料の29ページをご覧ください。指定管理候補者である株式会社エルグ・テクノの得点は663点であり、主な選定意見としては、「利用者が快適に利用できる施設になるように従業員の接遇向上やより良い施設づくりに努めている点を評価する」、「施設内外のハザードマップの作成、定期的な巡回を実施し、事故の未然防止に努めている点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、霧島市横川運動公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。議案第118号 指定管理者の指定についてご説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としております福山黒酢楠志田パーク（国分運動公園と国分武道館）につきまして、指定期間が令和7年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、株式会社エルグ・テクノ、1社から応募があり、同社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、株式会社エルグ・テクノを、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の4ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、(1) 施設の維持管理に関する業務、(2) 施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、(3) 施設の使用料の収受に関する業務、(4) 前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務、(5) その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおり、(6) 災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、当施設は市の要請により、最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際に協力することとしております。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。次に、審査結果についてご説明いたします。資料の38ページをご覧ください。指定管理候補者である株式会社エルグ・テクノの得点は688点であり、主な選定意見としては、「大会主催者との事前協議を十分に行い、利用者が安心して利用できる準備を整えている点を評価する」、「芝管理専門のグランドキーパーを配置し、芝管理の徹底に努めている点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、福山黒酢楠志田パーク（国分運動公園と国分武道館）の指定管理者の指定についての説明を終わります。議案第119号 指定管理者の指定についてご説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としております楠志田泉健康プール（国分総合プール）につきまして、指定期間が令和7年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、株式会社エルグ・テクノ、1社から応募があり、同社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、株式会社エルグ・テクノを、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、(1) 施設の維持管理に関する業務、(2) 施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、(3) 施設の使用料の収受に関する業務、(4) 前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務、(5) その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしております。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。次に、審査結果についてご説明いたします。

資料の27ページをご覧ください。指定管理候補者である株式会社エルグ・テクノの得点は688点であり、主な選定意見としては、「利用者の健康増進のために多種多様なプログラムを企画・提供する点が評価できる」、「プール施設利用ポイントカードを作成し、当該指定管理者が管理する他のプール施設間の相互利用による利用促進に努めている点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、桷志田泉健康プール（国分総合プール）の指定管理者の指定についての説明を終わります。議案第120号 指定管理者の指定についてご説明いたします。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としております福山地区運動施設につきまして、指定期間が令和7年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、きりしまPPP株式会社、1社から応募があり、同社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、株式会社きりしまPPPを、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）施設の維持管理に関する業務、（2）施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、（3）施設の使用料の収受に関する業務、（4）前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務、（5）その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおり、（6）災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、当施設は市の要請により、最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際に協力することとしております。次に、資料の4ページ、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。次に、審査結果についてご説明いたします。資料の31ページをご覧ください。指定管理候補者である株式会社きりしまPPPの得点は638点であり、主な選定意見としては、「利用者の意見、要望の聴取や環境美化に積極的に取り組む姿勢を評価する」、「パークゴルフ選手権の開催を計画するなど、魅力ある施設運営に努めている点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、福山地区運動施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。議案第121号 指定管理者の指定についてご説明いたします。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としております霧島市牧園みやまの森運動公園につきまして、指定期間が令和7年3月31日で満了しますことから、今回公募を行いましたところ、きりしまPPP株式会社、1社から応募があり、同社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、きりしまPPP株式会社を、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。募集要項の4、指定管理者が行う業務として、（1）牧園みやまの森運動公園の維持管理に関する業務、（2）牧園みやまの森運動公園の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、（3）牧園みやまの森運動公園の使用料の収受に関する業務、（4）前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務、（5）その他、管理業務仕様書に定めるとおりとしております。（6）災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、当施設は市の要請により、最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際に協力することとしております。次に、募集要項の6、管理に要する経費につきまして、施設の管理に要する経費は利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。次に、審査結果についてご説明いたします。資料の30ページをご覧ください。指定管理候補者であるきりしまPPP株式会社の得点は646点であり、主な選定意見としては、「経営見直し等の自主努力による利益を施設の維持管理に還元している点を評価する」、「大会主催者等からの要請に対し、開館日時を柔軟に運用している点を評価する」こと等が挙げられています。以上で、霧島市牧園みやまの森運動公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。以上でございますが、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑は議案番号ごとに、行ってまいります。まず、議案第106号について質疑がある方はお願いします。

○委員（植山太介君）

3点、私のほうからお伺いさせていただければと思います。まず、口述を見ますと、現在の指定管理者、株式会社福島からは応募がなかったというふうに理解をしたわけですが、そこら辺の事情がお分かりでしたら御説明ください。

○環境衛生課長（末松正純君）

福島の社長ともちょっといろいろと話をしました。詳しい理由については分からないんですけども、何ていうか個人経営なものですから、やはり、年齢とかのことを考えて家族と話し合っ、応募しないということに決めましたということは聞いております。

○委員（植山太介君）

次に2点目です。説明資料の27ページ。評価結果の件なんですけども、第1位と評価した委員数で決めるということで、福地産業が5、株式会社五輪が4ということでした。その下の合計点数を見ますと株式会社五輪のほうが高いように見えるんですけども、ここら辺のことをどのようにとらえているかちょっとそこら辺の説明をお願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

もうおっしゃるとおり、委員の数の比較と合計点では、いわゆる逆転現象が起こっております。委員さんがどういう視点で評価されたかというのはそれぞれなので、よく分からないところもあるわけなのですが、考えるところによれば、その五輪を推された委員の中に、やはり、少し極端なとかメリハリのついた評価をされた方がいらっしゃった。ただ、一方、福地産業さんのほうをよしとする委員さんのほうは、ほぼ僅差だったというようなことだったのではないかなというふうに思っております。そのように、委員の主観によって、例えば、特定の委員が極端な評価をした場合に、その委員さんの点数の合計としたときに、極端な評価をされた方の、点数づけが結果的に全体の選考に影響を及ぼすというようなことが起こりうるわけでございまして、そういったことからこの選定については委員数で比較をすると、たくさんいいというふうに第1位で挙げた方が多かった業者のほうを選ぶという方法でされているというふうに理解をしております。

○委員（植山太介君）

最後の1点なんですけども、選定意見のところでは、最後のほうで、環境整備なども含めたグループ会社によるバックアップ体制が整っていると。このように先ほど口述があったんですけど、ここちょっと具体的に説明のほうをお願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

福地産業さんの場合のバックアップ体制ということになりますと、親会社が建設会社さんであるということと、福地産業自体が指定管理業務をほかにお持ちであるということ、また、指定管理業務以外にも、いろんなサービスをされているということで、従業員の数も豊富ですから、例えば誰かが病気で出られないというときとか、長期的に入院しなければならなくなったとか、急に社員がお辞めになったというようなときに、臨機応変に対応できるという点がまず1点。それと、国分斎場自体が、非常に敷地が広くて、実はその庭園管理が非常に難儀をします。桜の木であったりとかですね、ツツジであったりとか、または山の所を切り開いて、つくっているような地形でありますので、法面も非常に多いです。そういったところの庭園管理であるとか、または駐車場も非常に広いんですけども、雨がたくさん降る時期になりますと、アスファルトの部分からちょっと湧水が出てきて、アスファルトを少し傷めてしまったりとかという事象も、ちょこちょこ起こったりします。そういったときに、臨機応変に対応できるというふうに考えたときに、建設会社さんであったり、ほかのいろんな指定管理や民間の業務に多角的にやっておられる方が、バックアップ体制というのが非常にとりやすい環境にあるということをご提案をされておまして、委員の方々もその辺

を評価したのではないかなというふうに思っております。

○委員（竹下智行君）

選定意見のところなんですけども、指定管理者の従業員と同等の待遇確保及びさらなる待遇改善が期待できるというところが評価されたということですが、これについてはいつ頃まで、このベースアップとか賃金アップをしていこうとしているのか、そこあたりの具体的な予定とか、そういったことも説明があったのでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

福地産業さん自体が斎場管理ということに関しては、初めてということですので、現在働いていらっしゃる方々を丸々引き継ぐということをしなれば、安定的な経営はできませんということをプレゼンのときも言っていましたと記憶しております。私は委員ではないですけどもそこに同席しておりましたのでそのような発言もありました。提案の中にもちゃんと引き継ぐということが書いてあります。ですから、会社の考え方として、この人たちがいないと、安定的に引き継いでいくことがなかなか難しいですよということから、その社員を大事にしていきたいというお気持ちが伝わってきたのかなというのがまず1点あります。ベースアップ等につきましては、具体的な話は出ていませんけれども、待遇をしっかりとしたものにしなないと、人がやめていったりとか、そういうことも起こったりするので、その辺はきちっと考えていきますというような意見があったと記憶しております。いずれにいたしましても、まだ直接従業員の方にですね、福地さんのほうから接触をしているというような話は聞いておりません。というのが議会の議決というか承認を得てからの話ということでございますので、その辺は福地さんのほうも考えていらっしゃるって、ここで、議会で一つの区切りとして、承認をされれば、また従業員の方と引継ぎのことについてもいろいろとお話がされていくのかなというふうに考えております。

○委員（阿多己清君）

私も先ほど植山委員が言われたところがちょっと気にはなるものですからお尋ねしますけれど。第1位を評価した委員数が多いほうが今度指定管理に決まっているのですが、であればこの点数は要らないのではないかなと、そういう思いもしました。その部分についてはいかがなんでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

そのようなイメージとか印象を誰が見ても受けるだろうなというのは私どもも担当の者としては思っております。ただ、一つのフォーマットとして、企画のほうも考えてやっているとこに基づいて今回やってるわけですけど、一応やり方としては、現段階ではこういうやり方でやっておりますので、また、企画サイドのほうにもこのような意見があったということはお伝えしておきたいと思っております。ただ、プレゼンで業者を選ぶということにおいては、点数で優先して選ぶにしても、委員の数で選ぶにしてもいろんな状況とか、ことが起こります。今回はこういう状況が起こったわけですけども、逆に、もう僅差じゃなくて、たった1人の委員が極端な点数をつけ過ぎたがために、委員の方々が大体思ってる業者さんじゃなく違う業者さんになってしまう場合とかですね。そういうのもあったりするものですから、私が知ってる範囲でいうと、最高得点の委員の方と最低得点の委員の方を省いた中間で比較をするとか、そういうことをやってる、プレゼンの仕方とか総合評価方式のやり方とかというのもあったりすると思っております。いろんなやり方がある中で、今回、霧島市としてはこのようなやり方をしているというふうに理解しておりますので、また委員から指摘があったことについては、企画のほうにも伝えておきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

今回の審査をされた委員というのは、22ページの資料によると、12名に丸がついてるんですけども、実際は9名ということで理解していいんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

国分斎場の選定については9名ということになっております。

○委員（阿多己清君）

この22ページの資料の①の区分のところなので、12名に丸がしてあるけれども、実際のこの内部委員9名、下のところに書いてあるところが評価をされたということで理解していいですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

説明がちょっと足りてません。申し訳ございません。新町副市長から企画の藤崎部長まで。それから下のほうが、施設の所管部長というような位置づけになっておりますので、国分斎場の場合は、市民環境部長が委員となったということになります。なので、寶徳農林水産部長や商工観光部長、建設部長は国分斎場の評価には参加をしておりません。

○委員（前川原正人君）

1年ぶりの委員会審査になります。よろしくお願ひします。議案第106号の件で二、三お聞きをしておきたいのですが、一番の懸念、心配というのは、ノウハウがどうなのかということになっていくと思うんですね。要は福島さんがこれまでやられてきて、確かに一つの従業員さんについては、引継ぎをするという前提があるわけですけど、今回の新たな、指定管理者さんが、やる場合のノウハウという点についてはどのような議論がされたんでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

ノウハウの引継ぎにつきましては先ほどもちょっと話をしましたけれども、やはり、今、現施設に勤めていらっしゃる従業員の方々をそのまま引継ぎたいということ、それと、我々が従業員の方々と通常業務の中で話をしているところでは、もうこれを機にやめるというような話は出ておりませんので、そういった意味では、現場でのノウハウの引継ぎというのは比較的、スムーズに進むのかなあというふうに考えております。ただ、今後、雇用面とかお話をするときに、これが著しく、雇用の条件が下がるとかということになりますと問題があるので、そこら辺については、福地産業さんはきちっと対応しますというお話でしたので、そういったリスクも少ないのかな、ないのかなというふうには思っております。あと、今火葬炉の入替えをしておりますけれども、大分高性能がよくなっておりまして、旧炉のほうでは、火夫さんが直接火葬中に、御遺体を返したりとかいうような作業が入ってくるわけですけども、新しい炉においては一応自動でできるということで、比較的そういう技術がなくても対応ができるような仕様にはなっております。

○委員（前川原正人君）

それともう1点は、引継ぎというか、今までの雇用の方を責任を持つという点では、当然のことだというふうに考えるわけですけど、大体その何人ぐらいを新たな指定管理者さんが引き継ぐということになっているのですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

提案のところでは標準的な人数といたしましては、場長が1人、副場長がいて2人目、そして火夫が3人ということで現場の実務に当たられる方が5人ほどいらっしゃる。それから、事務担当の方が2人いらっしゃる。そして、パートが2名というような合計9名の設定になっておりますけれども、今、福島さんのほうでは、ちょっと入れ替わりがあったりとかあるんですけども、七、八名ぐらいで推移してるというふうに認識をしております。そういった方の中でも、パートさんとか、も含めてということになりますので、どこまでかというのはあるんですけども、ホールとかそういうところをメインでされてる方は、そのまま引き継がれるというふうに認識して、大体七、八名ぐらいで今推移をしているということです。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、これはもうインターネットで引けば出てくるわけですけど、福地産業さんというのはもともとが建設会社さんで、総合建設業になってるわけです。この登記が大正17年とそれと昭和28年の登記になってるわけです。それはもう資本金が変わったりしたりとか、従業員数が変わったりしますので、その度のそういう変遷を経ているわけですけども、この福地産業さんと福地建設さんというのはグループ会社にはなっておりますけれども、こちらの建設会社の従業員と、いわ

ゆる福地産業の今回指定管理を受けるところの従業員さんというのは、重複はしてないという理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

代表者は一緒というふうにして、経営陣の中で、中には一緒にされてるようなところもあるかもしれませんが。そこら辺まで詳しく確認はしておりませんが、我々が、窓口と色々なこう話をする中で福地産業側から聞いている中では、やはりその、現在その指定管理部門で入っている国民休養地であるとか、そういうようなところの従業員さんとの連携というのが基本になるのかなというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

逆に言えば、それを否定しているのではないですよ。もう経営の努力だったり、企業の在り方の経済行為だったりしますから、そこを否定をするつもりはないんですけど。一番気になるのは、雇用の問題もそうですけれど、その従業員数が39人となってるんです。この従業員数の中とは別に、引き継ぐという人がほかに福島さんから引き継ぐということになるんであろうなというふうには思ってるんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

現施設の従業員を引き継ぐというふうに聞いておりますので、国分斎場で今働いてる方々を引き継ぐというふうに理解をしております。

○委員（前川原正人君）

この39人というのは、今おっしゃった、引き継ぐ人数も入っているということになるのですか。それも正職員なのか、非正規なのかという点で分けていくと、いろんなあるんでしょうけれど、入ってないような気もするんですね。どうなんでしょう。

○環境衛生課長（末松正純君）

39人はこの提案をされたときの従業員の数だというふうに、4月1日の数だという事ですので、この39人には含まれていないというふうに理解をしております。

○委員（仮屋国治君）

しつこいですが、国分斎場の評点結果のところ、5年ぐらい経ってますから記憶がおぼろげですが、今までこういう選択の仕方があったのかどうか、指定管理者を選ぶときには、1位と評価した委員数の数で選んでいたのかどうか、選ぶようになっているのかどうか。または、このケースだけこのようにされたのかどうかをお答えいただけますか。

○環境衛生課長（末松正純君）

以前は合計点でされていたと認識しております。令和4年度の選考からこの方式に変わっておりまして、全ての選定が同様にこの方式で行われておるということでございます。

○委員（仮屋国治君）

何か恣意的に誘導できるような気がしてね、何か嫌な感じがするけど選定方法としてこれが決まっているのであれば、それでよろしいのかと思うところです。2点目、基準価格の算定方法、どのような基準で算定されているのかお知らせください。

○環境衛生課長（末松正純君）

資料の19ページになります。ここに国分斎場の指定管理料の基準価格の内訳というのが出ておまして、もう見れば分かるとおおり、ほとんどが人件費ということになっております。ここに先ほどもちょっと言いましたけれど、場長1名、副場長1名、火夫3名、事務2人、パート2人というようなことで算定をした人件費の額、それと併せて、もう一つ言うならば、燃料費も非常に大きいですが、これは灯油の代金です。火葬炉を燃焼させるための燃料ということになりまして、これは前年度の令和4年度、5年度、2年間の平均使用量というのを算出して、現在の燃料価格を掛け合わせて算出したということになります。御承知のとおり、また、来年度再来年度、これが単価が上がった下がったかによって、また調整はされるということになりますが、ここにお示ししてあるよ

うな形で算出をしております。

○委員（仮屋国治君）

人件費と燃料費が主に、現在価格で算出をしているということでいくと、最終ページに指定料の推移が出てくるわけですが、年々上がっていくのは当たり前ということになっていくのかなと思うわけですが、経費の縮減というのはやはり指定管理者制度というのは一番大事なようなところがあるんですけれども、1社しか公募がなくて、長年やってらっしゃるとやはりなれ合い的なものも若干出てくるのではないのかなとちょっと危惧したりするわけですが、今日出されてます指定管理について、ほぼほぼ、基準価格の端数を丸くしたような価格で収支計算がされているような気がするんですけれども、その辺のところはちょっとこれ今後、何らかの形で改善していくことはできないものかどうか、その辺のところ、何か見解がありましたら教えてみてください。

○環境衛生課長（末松正純君）

もう委員が言われるとおりだと思います。指定管理者の制度の大きな目的というのはやはり民間のノウハウを活用して、コストを下げるということにあるというふうに私もこの制度を始めた頃から、そのように言われてきまして、そういった認識でやってきておるわけですが、一方で、最近はまだ働き方改革であったりとか、賃金を上げなさいという話であったりとかありまして、実はその人材不足とか労働者不足というのも問題になっております。あまり今度は安く、下げ過ぎますと、働いてくれる人がなかなかいないということで、実は福島さんも、社員が従業員がやめられたときに、ハローワークとかで募集するんだけど、なかなか人が応募してくれないとかいったような事象も起こってるようです。それ以外に私どもも、会計年度任用職員を雇ったりとかしてまますけれども、やはりこう、あまりにも安過ぎると、なかなか人が来てくれないし、来ても優秀な人材と言えるのかなというのがあったりとかしますので、そこら辺のバランスをどう取りながらやるのかというのが非常に悩ましいところでもありますけれども、委員が言われた話についてはもっともな話だと思いますので、またこれは企画政策課のほうとも、こういう意見が出されたということでお話をつないでおきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

仮屋委員の質疑のほうと重なる部分もあると思うんですけれど、指定管理というのは法律の244条の2の法律に基づいた根拠によるもので指定管理と。メリットというのは、先ほども課長がおっしゃるように、いわゆるその人件費経費を抑えていくんだというのがメリットですよ。デメリットという点では手が上がりにくい、今も先ほどおっしゃったように人が集まりにくいというのがあるんですけれども、そういうときに、最初の私の記憶の中では、直営でやるよりも、大体人件費を2%ほど下げることができるんだというのが一つの方針だったんですね。どこの公園にしても、どこにしても、大体直営を100と考えたときに、指定管理をしたときに、九十七、八%でやることで経費節減になるんだと。時代が流れていくうちに働き方改革だったり、時給のアップだったりとか出てきたわけですが、その当時と比べものにはなりませんけれども、大体の一つの人件費の目安というのは、当時1人200万円というのが大体基準だったんですよ。それから見ていたときに、今現在は何のような状況になっているのかですね。試算をされてはいらっしゃいませんか。

○環境衛生課長（末松正純君）

臨職さんみたいな立場の方とかパートの立場の方であれば、大体そういった金額でこれまでだったのかなというふうには理解しておりますが、国分斎場に関しては、やはりそういう方々じゃなくて、もう少し、しっかりと、業務を遂行していける技術とノウハウを、そういう方でないといけないというふうな認識でおります。したがって、これを設定するに当たっては、例えば場長であれば、公共工事の労務単価表を用いて特殊作業員の日額単位を用いたりとかして、そうしますと、733万2,000円という、一つの数字が出てくるわけですが、そういった金額であったり、副場長は、それよりも約50万円程度安い金額であったりとか、火夫、火葬炉の扱いをしたりされる方であれば、615万円であったりとか、これも、国税庁の民間給与実態調査の中から、そういった立場の

方に適当な方の単価を引っ張り出してきて設定をしているということです。あと、パートの方であったりすれば、270万円とかいうような金額になってくるわけでございますけれども、そのように国分斎場の場合は、ほかの公の施設の指定管理とはちょっと単価を変えてやっております。ただパートとかについては、そういう単価になってますが、いずれにいたしましても全体的に、金額が上がってきて、非常に予算組みにも苦労しているような状況ではございます。

○委員（前川原正人君）

最後にしたいと思います、結局、国分斎場というのは人間の尊厳の一番最後の部分なんです。茶毘に付す場所でもありますし、年に1件ぐらいの割合でしょうか。今直葬というのもあるらしくて、もうそのまま斎場に御遺体を運んで、その場で全部終わらせると。尊厳の一番最後の部分ですので、それなりのノウハウもなければならぬし、かと言って人が来れば誰でもいいということにはならないので、やはりそういう点では、あそこで働く人たちの労働条件も当然ですし、一つの目安としてお聞きしたいのは、確かに今、課長がおっしゃるように、斎場の部分については、労務単価等についても少しは違うということで理解をするわけですが、要は最後の場所なんですけれども、いわゆる、先ほども言いました、最後の斎場の部分で経費の節減というのもしなければいかなるでしょうけれども、いる分についてはいらせんないかんし、かと言ってあそこをここをと削るということにはならないと思いますけど、その辺については、私の記憶では10万円以上の修繕料については、市が責任を持つんだというのが一つのラインだったと思うんです。そこは今でも、守られているというか、炉が大きく壊れたりとか、そういうのはまた別の話ですけども、指定管理者が負うべき金額のラインというのは大体どれぐらいに設定をされていらっしゃいますか。

○環境衛生課長（末松正純君）

委員が言われるとおり、以前は10万円未満の修繕料については指定管理者が持つと、委託料の中から手出しするというような形だったんですが、今回から30万円というふうに修繕料の額の上限が引上げられております。それに基づいて募集をいたしまして、選定をしたということでございます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第114号について、質疑はありませんでしょうか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時25分」

「再開 午後 2時26分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を続けます。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

1点だけ確認をしておきたいと思います。先ほどの国分斎場と関連というか、同じことをお聞きするわけですが、人件費を、大体200万円以内でというのが一つのラインだったと思うんですけども、現実的には今回の指定管理で、1社が手を挙げていらっしゃるわけですが、その辺についての、賃金等についての状況というのはどのような設定になってるんですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

指定管理者運営協議会という会がエルグテクノが会長。年に3回運営協議、各施設の代表の方、それから庁内の各施設担当課、それから企画部、そういうところが出席しますので、その中でもやはり、人件費については、200万円という額があったのですが、もうちょっと上げてもらいたい、どうにかしてもらいたいんだという、運営協議会からのお願いもあったりしたところ。先ほど議員がおっしゃったように、当初は200万円、令和元年で206万6,000円。令和5年度、昨年度231万6,000円ということで基準単価を設定していたところですが、先ほどありましたように、来年度令和7年度から額というのを307万6,000円というふうに基準額を設定している、この額が指定管理者側

にとつての満額かどうかはちょっと分からないんですけども、そういう額を設定はしているところでは。

○委員（川窪幸治君）

この5ページの口述書にあるところの募集要項の中に、災害発生時もしくは発生する恐れのある場合というようなことが書いてあるんですけども、このところもう少し、その常駐している方がいるのか、いないのか、どのような対応されるのか、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○教育部参事兼社会教育課長（赤塚孝平君）

確認ですけど、今のは、避難所が開設された場合の対応ということで、全体的なこと、ほかの施設にも言えることかもしれませんが、避難所が開設されれば、市の職員がそちらのほうに配置されるというようになってますので、そのための指定管理者の職員の常駐というのはいないということになるかと思えます。

○委員（前川原正人君）

きりしまPPPという名前、三つの建設会社さんが新たに会社を設立をしたというのが記憶の中にあるんですけど、今現在、何社できりしまPPPの株式会社は、構成されていらっしゃるのか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

溝辺の末重建設、福山の福山土木、霧島の吉村工業、それから、牧園のヤマグチ、全部呼び捨てでしたけれども、御手元の資料の40ページに申請者概要というのがございます。議案第114号の資料の40ページ、真ん中からちょっと下のほうです。

○委員（仮屋国治君）

先ほどの環境衛生の質問、私全部に聞いたつもりだったんですけども、基準価格の算出方法、社会教育課とスポーツ・文化振興課、それぞれにどのような形で算出されたのかお知らせください。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

スポーツ文化分です。議案第114号の24・25ページをお願いいたします。その上床運動公園分です。先ほど、話がありました人件費です。話があったと思うんですけど、そちらの分が出る分、あと、それ以降の分で、報償費から、公課費だったりあるんですけど、2か年の4年度分、5年度分ということ、2か年の実績、基準にしているところでございます。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

溝辺公民館につきましても、過去の実績をもとに歳出のほうは算出しております。人件費につきましては、先ほどお話がありましたように、過去の実績ではなくて、最近の動向を参考にしたような形になっております。

○委員（仮屋国治君）

人件費と、その他の経費を過去の実績を見てされたというのは分かるんです。例えば人件費を何%程度、上げてみたのか、過去の実績に対して何%上げてみたのか、その辺のところ具体的にあればお示しを頂けませんか。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

上床運動公園分です。前回基準額といたしました人件費、1,177万6,200円としたところですが、今回の基準価格といたしまして、1,661万400円ということで、前回の基準額との差が483万4,200円というふうになっております。もう一度、先ほど前回の基準額が1,177万6,200円に対しまして、今回の基準価格が1,661万400円ということで、この差額ということで483万4,200円が増というふうになっているところでは。41%の増というふうになっております。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

補足になりますけれども、人件費を今申し上げて、483万円あまりアップをしたということなんですけれども、一番は先ほど、前川原委員の質問でもあったように、今回、人件費の一般的な単価を

見直しをした、これがもう一番の大きな原因になります。先ほど私が申し上げました、307万6,000円、施設長の場合はこの額の1.2倍になりましたり、基準がですね。あと副施設長でしたら、1.1倍というふうに設定しているのです、どうしても、前回の基準価格からするとこの人件費分がやはり一番大きな、増えた要因だと考えております。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

溝辺公民館につきましては、前回の基準価格が人件費で746万8,984円。今回の基準価格が1,076万6,000円。差が329万7,016円。120%のアップになっております。

○委員（仮屋国治君）

うらやましいんですけど、賃金が10%、20%昇るとするのは、ものすごく大きいと思うんですけども、10%、20%の設定になったのはどこかからの指示なのか、社会情勢のどこに合わせてそのパーセントになってるのか、把握していらっしゃったら教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

霧島市指定管理者制度在り方検討委員会という委員会がございます。それを平成29年度に設置されまして、制度の導入の検討のことですとか、そのときは、修繕料とか人件費、人件費先ほど平成29年度に上げましたという話をしたんですけども、そういうのを1回行っております。平成29年度の1回の最初見直しを行った後になるんですけども、今度は新型コロナウイルス感染の拡大、その件ですとか、コロナの件ですとか、物価高騰、そういうのがございまして、指定管理者制度を取り巻く環境が大きく変化をしたというのがございまして、再度また令和5年度にこの在り方検討委員会を設置して、その中で、次回、公募の時から人件費を、単価の引上げですとか、修繕料、先ほど言った10万円未満を30万円未満にですとか、あと、そういうのを検討して今回、見直しを行ったという経緯がございます。

○委員（仮屋国治君）

雇用の確保、労働力の確保という点から、人件費を大幅に上昇させたという理解でよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

仮屋委員とちょっと関連だったり延長になるわけですけど、最初の御時世が違いますので、そこの比較というのはなかなか難しさもあるんでしょうけれど、指定管理制度自体は経費の節減につながるというのを相当言ったわけです。当時はまた消費税を今みたいに8%だったり5%だったりする時代ではなかった時代でもありました。ただそれを、そこだけをとらえて言えば、経費の節減はしなければいかんでしょうけれど、本来の指定管理の在り方としては、やはり今課長がおっしゃるように、在り方検討委員会の中で、議論をされてきた、またされていこうとは思いますが、やはりその経費をどうやって節約していくのか。それももう老朽化も進んでいけば、当然そちらのほうに拠出しなければならんということは、もう時間がたてばそういうふうになるというのは、何の業種でも同じですけど。ということは逆に言えば、指定管理制度自体の経費の節減という点からいくと、若干の違いとか、ちょっと齟齬が生じているというふうにも見えるんですけど、その辺の議論というのはないわけですか。これがいいとか悪いとかではなくてですね。最初の指定管理制度自体の考え方から見た場合にどうなのかという点では議論はどんなものなのでしょう。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

先ほどの齋場の中でも出ましたように、本来の指定管理制度の導入の本来の目的からすると、ということでの御質問というのは本当十分、理解しております。先ほど出た、在り方検討委員会、この中で本当十分に、議員おっしゃるような制度の導入前ですとか、導入したときそれから、そのコロナもあつたり物価高もあつたりした中でこの今の現状、そういうところ、やはり徹底して検証して今後また、指定管理者制度というのを続けていくために、協議、検討、調査、そういうこ

とをする必要があると考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

私も人件費絡みではないんですけれども、以前指定管理をしていた方から、一生懸命企業努力をして経費を節減できたとして、翌年はそれだけで済むんだねということで予算を削られたりして、何かはっきりするようなことがあるというのをちらっと聞いたことがあるんですけれども、それは指定管理制度を導入するのが一番の目的だからそれしょうがないんじゃないかなと思ったのですが、一方、一生懸命努力したことが評価されないとやはり意欲につながらないのではないかなと思ってですね。例えば努力した結果を、ご褒美というか、インセンティブといいますか、何かそういうような取組とか、そういうのはないんですかね。一生懸命努力して、経費削減したぞというところに対しての努力を評価するというか、何かありますか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

今議員がおっしゃった、せっかく企業努力をしたにもかかわらず、下げられたというか、そういうところなんですけれども、今回、5年間の指定管理の選定になるわけなんですけれども、指定管理料自体が、努力して収入がどうだった、支出がどうだったからといって、毎年毎年変わるものではないです。指定管理料は市からの1年間の指定管理の委託料というのは変更はないので、ちょっと言われた真意が分からないところではございます。あと、後者で言われたインセンティブ的なところについても、本当にいい取組というか、制度ではあるとは思いますが、現在のところ本市ではそういうところを取り入れてないので、おっしゃったようなそういう提案ですとか、あと全国のほかの自治体でそういうのやっているとあるのかないのか、またそういうところも本当、担当課もですけれども、検討委員会、そういうところの中でも協議してもらえるようにそこはまたつないでいきたいと思えます。

○委員（鈴木てるみ君）

最初の1問目は私の勘違いだったかもしれません。失礼しました。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第114号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時40分」

「再開 午後 2時41分」

○委員長（今吉直樹君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開します。次は議案第115号から議案第121号、7つの議案についての質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

議案114号から121号まで、これ全てが現在の指定管理者がそのまま引き継ぐという結果になると思われます。募集もその1社のみという現状があると感じましたけども、ここら辺にどのような見解を持ちか、お示してください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

結果として現在やってる指定管理者がそのまま申込みをされたということでございます。本課といますか、本市としましては公募という形をとっております。広報の仕方、募集の仕方としては、市のホームページでしたり広報紙、そういうところで募集をしておりますので、いっぱいあったほうが当然いろんな競争ですとか、そういうところも生まれるので、非常にいいとは思っているのですが、現状こういう状況なので、また何かしらのそういう広報の仕方、そういうところをまた調査・研究する必要があるかなとは思っているところです。

○委員（植山太介君）

はい、理解をいたしました。そう考えますと、5年前にも指定管理者を審査したと。そのときも同じような点数が出てると思います。今回もまたこの点数を説明していただきましたけれども、5年前と今回と比較をしたり、そのようなことをされるているのか、ちょっと御説明お願いします。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

前回のものとは比較しておりません。

○委員（植山太介君）

例えば、5年前もこのようなことに取り組みますとか、このような改善を図りますとかいう御提案を今回もされてるわけですから、前回もあったと思います5年前も。そのようなことがこの5年間で今回改善がされたとか、その結果なんかを確認、聴取しているものなのか、御説明お願いします。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

こちらのほうで指定管理者のほうと、確認ということで、市の担当者と指定管理者のほうで一応、毎月1回月例を開いているところです。要望があったものだったりとかというのを確認しながら、その年次年次で、年次の協定書だったりとか結ぶわけですけど、毎月1回は必ず月例を開かないといけないということですので、その中で、指定管理の方、市の担当者と確認しながら行っているというようなことでございます。

○委員（植山太介君）

切替え年度、5年前のこういうことを進めていきますというのを5年後に今回、同じ方が出ていらっしゃると思いますので、前回このようなことを言っていましたけど、出るときに、こちら辺はこのようになったのですかとかいうそういうのはないということでもよろしかったですか。

○スポーツ・文化振興課施設管理グループサブリーダー（山下良太君）

今回、社会体育施設、1社継続でそのままほとんどの指定管理者が出してこられてますけれども、基本的に月1回必ず、担当者で協議をするようになってます。その時点での問題点だったり、当然、年間ずっと長いスパンでの問題点だったりとかしているところでございます。また、年に1度はモニタリング検証ということで、当然課題検討をしないといけませんので、課題を洗い出しをして、また、本課でもその課題に対してどのように取り組むべきかというような、検討を年に1回必ずするようにしているところです。

○委員（植山太介君）

理解いたしました。私が思うに、現在の指定管理の方がまた再度される、全然私は別にそこに問題は持ってません。もちろん公募もされて、しっかり周知をされて、それでこの結果だったら何もそこに問題はないと思ってますけど、やはり続けられていることのよさというのもやはりあると思いますんで、形で言いますと5年前のこの評価点数よりちょっとでも増えていく、そのような形がやはりベストなのかと、そこら辺も思ってますので、5年前の点数、ここの部分が低かったところが、審査結果がここがちょっと上がってるねとそこら辺を見ていく。そこら辺もこれからされていけたらどうだろうなということで、御指摘、要望させていただきます。

○委員（竹下智行君）

隼人運動施設の指定管理等を受けているNPO法人、今度受ける予定の隼人錦江スポーツクラブのほうは個人的にも子どもたちがちょっとサッカーのほうを高専のグラウンドでさせてもらって、非常に高専といろいろ一体となった取組をされてるなということは感じております。すごく評価しておるところですが、一方で例えば隼人の運動場、そういったところのグラウンド管理だったり、草刈りのほうをもっとというふうな、ちょっと市民の声を聞いたことがあるんですけども、こちらの管理等についても指定管理をされたところ任せなのか、それとも、市のほうから、もう少し市民のほうからこういう要望があったので、もうちょっとこう、努力してくださいとか、そういうふうな仕組みがあるのか、そこあたりの実態というか、関係性を教えていただけますか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

隼人錦江スポーツクラブに限らずですけれども、どこの施設も、大変、広大な敷地といいますか、広うございます。特に夏場の草払い、そういうところも、去年ですとか今年とかも大変な状況にあるというのがあります。指定管理者のほうにこちらが全部丸投げしているということはございません。先ほど、毎月、定例のミーティングをしているその中での話合いですとか、あと、市民の要望、苦情も含めてですけれども、担当課に直接来ることもございます。そういうときは、当然、指定管理者側と、当然情報共有をして再発防止、そういうところもしているのが実情でございます。

○委員（前川原正人君）

確認ですけれども、もう全部同じ共通部分でお聞きをしておきたいと思います。議案第111号の隼人体育館ほか施設から121号のアリーナまでですけれども、これは先ほども言いましたとおり、10万円だったものが、いわゆるその指定管理者の負担というのはもう30万円以上と、全部対象としたということで理解をしてよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

修繕料に関しましては、指定管理者側がするのが10万円未満だったのが、来年度から30万円未満、30万円以上は市というふうになります。

○副委員長（久木田大和君）

各施設ごとに自主事業をいろいろ計画がされているようでございまして、それぞれ予算化されているようなんですけれども、なかなか指定管理の中で、そういう活動が今までのところだとなかなかなされなかったという話も聞かれたりしたところなんですけれども、例えば、牧園アリーナの場合だと、49ページから4年間、5年間の計画が書かれているようですけれども、こういうのはどういったような活動をするのかというのは、市のほうで確認をして、状況と把握なされていく形になるのかどうかについてお示しを頂ければと思います。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

自主事業の考え方という話になると思います。この指定管理者を募集というか公募する際も、市としてはこの自主事業については、施設の設置目的にまずあって、合致してて、かつ本来の指定管理業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により実施することができるものとなっているので、するからいいとかしないから駄目とかというものでもないです。あくまでも、今回のこのそれぞれの施設に、公募した指定管理者がその施設の特性を生かして、自主的に実施するのがその名のとおり自主事業ですので、例えばプールがあるところややはりとか、テニスコートがあるとか、隼人錦江スポーツクラブみたいに高専と連携してスタッフもそろってるとか、そういうところは、その施設の特性をと指導者、そういう環境を生かしての実施事業ができておりますけれども、そうじゃないところも当然ある。だから、悪いというわけでもないというふうに思ってます。牧之原についてもやはり一番利用者が多いのがパークゴルフ場ですので、あそこを生かしたやはりパークゴルフ選手権を指定管理者が主催をしている。そういうパターンも当然あるので、それはそれで、いいことだと私は思っております。

○副委員長（久木田大和君）

一応確認ですけど、市のほうでこういったほうしたほうがいいのであったりとか、特にしなくても、確認をしたりですとか、そういったところはもう、市のほうでは計画書には出てたとしても確認をするわけではないという認識でよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

確認はしております。例えばこちらから施設に行き行って打合せをすることもございますし、現場を見ることもございます。例えば溝辺、牧園の体育館に自主事業で自動販売機が何台設置してあるとかどういう種類のそれ以外の飲み物系以外の自主事業で何が置いてあるとかそういうのも見ますし、先ほど言った月例の打合せの中でもそういうところも話はしたりしている。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で議案第115号から121号の質疑を終わります。

△ 議案第124号 財産の取得について

○委員長（今吉直樹君）

次に、議案第124号、財産の取得について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（石神幸裕君）

議案第124号、財産の取得について、ご説明申し上げます。本案は、国分ハウジングホール（霧島市民会館）の舞台機構制御盤・操作盤一式を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、スポーツ・文化振興課長がご説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

議案第124号、財産の取得について、ご説明申し上げます。国分ハウジングホール（霧島市民会館）の舞台機構制御盤・操作盤は、平成11年にリニューアルした際に設置してから、すでに24年を経過しております。舞台機構制御盤・操作盤については、受注生産で納期に時間を要することから来年度予定している国分ハウジングホール（霧島市民会館）大規模改修に先行して取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札、取得金額は24,420,000円、取得の相手方は、鹿児島市東開町4番94号、株式会社舞研、代表取締役、原大悟です。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（植山太介君）

どのようなものかちょっと分からないですけど、金額としては結構な金額かなと思ってるところですけども、このようなものの耐久年数、あと保証的なものがあつたらちょっと説明をお願いいたします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

耐用年数につきましては、おおむね20年程度であると言われております。舞台機構とは何なんですかということをご説明いたします。市民会館の舞台がございまして、舞台部分に設置されている手動ですとか電動、それから油圧などで作動させる演出効果用の機器類の愛称と言われております。今回購入する操作盤制御盤は主に舞台の幕ですとかスクリーン、それから、照明器具などを上げ下げする昇降させるための吊りもの、それから音響反射盤などの音響などを操作するものになっております。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

保証につきましては、瑕疵保証ということで1年というふうになっております。

○委員（前川原正人君）

今回舞台装置一式を改修するというのでリニューアルに向けてその準備になると思うんですけども、今回の金額を見たときに、最低制限価格はあつたわけですか。設定はされてましたか。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

最低制限価格は設定しておりません。

○委員（前川原正人君）

いや、普通は、最低制限価格を設定して、そして応札をしていただいて、その上で決定をするというのが大体の入札の在り方なんです。もう一つは舞研さんがこのホールを維持管理をされている

ということで実情知っているという前提のもとでの、そういう一連の流れもあったと思うんですけども、そう見たときに、落札率という点でいったときに、何%ぐらいになっているわけですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

落札率につきましては、97.68%となっております。

○委員（前川原正人君）

一つは今の関連になりますけれど、関連というか同じことになると思うんですけど、最低制限価格を設けなかったというのはやはり受注生産だったからという、そういう背景があったからという理解でよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

今、議員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時59分」

「再開 午後 3時10分」

△ 委員間討議、議案処理

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、委員間討議、議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第106号指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、このまま議案処理に入ります。議案第106号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第114号、指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第114号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第114号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第114号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第115号指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第115号について討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第115号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第115号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第116号指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので議案処理に入ります。議案第116号について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第116号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第116号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時12分」

「再開 午後 3時13分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を再開します。ここで執行部より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

すいません。先ほどの議案第114号の審査の中で、溝辺公民館分の人件費の増加について、私のほうが答弁をしたんですけども、その中で120%の増というような形を私のほうがお答えしたんですけども、144%の増加でした。おわびして訂正をお願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

それでは議案処理に戻ります。次に、議案第117号、指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、議案処理に入ります。議案第117号について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第117号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第117号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第118号指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので議案処理に入ります。議案第118号について討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第118号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第118号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第119号指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第119号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第119号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第119号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第120号指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第120号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第120号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第120号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第121号指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第121号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第121号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第121号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第124号財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第124号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第124号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第124号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案10件の審査を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

次に、付託議案に係る委員長報告に付け加える点について御意見はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。

○委員（前川原正人君）

議案第106号の国分斎場については、ちょっと、特別な部分でありますけれども、この114号から121号まで共通している部分というのが、指定管理制度という、そもそもの制度が、経費の節減をうたわれてきたわけです。ところが、今現在、その当時想定していなかった、物価高だったり、コロナ禍だったり、働き方改革だったり、様々な要因で経費が増高しているという特徴があると思います。ですから、これを議会でどうこうということではないですけれども、今後の課題として、在り方検討委員会があるわけですので、これも4年か5年に1回の割合でしか開かれられないという部分もありますけれども、やはりそういうことも加味しながら、今後どうあるべきなのかという指定管理の在り方について、この掘り下げた議論をやってほしいということを、委員長報告に加えていただきたいと思えます。

○委員（阿多己清君）

同じく106号なんですけれども、長年、指定管理をしていただいた株式会社福島から、今回、福地産業ということで、変わるわけなんですけれども、雇用されている現スタッフを引き続き雇用するという予定も、計画の中に挙がっています。そこらも含めてしっかり引継ぎをしていただいて絶対にサービスの低下がないようお願いをしたいと思います。

○副委員長（久木田大和君）

今回、運動場であったり各施設について、委託がありました。主には114号から121号の各施設になりますけれども、自主事業ということでいろんな事業が活動計画の中で示されていましたが、その施設にとっての魅力ある自主事業というのを、その予算の中でぜひ、自主事業として行っていただいて魅力ある施設づくりに各委託の業者の方々には努めていただければとお願いをしておきます。

○委員長（今吉直樹君）

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案10件については、12月20日の本会議で表決となりますので、その日に委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 3時21分」

「再 開 午後 3時22分」

△ 所管事務調査 霧島永水地区における市有地の処分について

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に所管事務調査を行います。テーマは、霧島永水地区における市有地の処分についてとなっています。初めに執行部の説明を求めます。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

市有財産払下げ地の買戻しの経緯について御説明いたします。平成29年8月21日、株式会社さくら農園より、果樹園として活用したいと。市有財産払下げ申請事前申出がありましたが、当初売却を行わない決定をしました。再度、再考願いが提出され、令和元年8月9日に、土地売買契約と市有林の売買契約を結びました。場所につきましては、霧島市永水字大迫3616番60、山林3万5,457㎡、金額は1,063万7,100円、スギ、3万5,457㎡、752万4,265円です。追加で、令和4年5月18日に、里道部分の市有財産払下げ申請事前申出があり、目的も果樹園であったため、地区自治公民館長も

「払下げ（用途廃止）同意書」をされ、令和5年6月2日に土地売買契約を結びました。場所につきましては、霧島市永水字大迫3644番32、山林（里道）、204㎡、6万1,200円です。しかし、令和5年9月22日、永水クリーンセンター住民説明会があり、果樹園ではなく、産業廃棄物処理場の設置計画が進められていたため、地区自治公民館長が「払下げ（用途廃止）同意書」の撤回をされ、住民も反対されているため、現在、買戻しを行うことを念頭に置いて、業者と協議を行っている最中です。以上で説明を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

今、説明の中に、払下げ用途廃止同意書を撤回され、住民も反対しているため、現在買戻しを行うことを念頭に入れてということが説明されてますけども、相手方さんのほうが結果的にどのぐらいの期間をその返事として、言われてきているのか、その返事等がもし来ているのか、来ていれば、お示してください。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

業者とは2回ほど話をいたしまして、直近では、11月18日の日に、相手方が弁護士を伴いまして、ちょっと詳しいことをお聞きしたいということで、こちらから住民の反対があるために、このままでは買戻しをせざるを得ないというような説明をしたところでございます。相手方につきましては、持ち帰って、協議をした上で、こちらに返答をしますということですが、今日現在まだ返答は来ていないところでございます。期間については特に、いつまでというのはちょっと言っておりませんでしたので、またこちらのほうから相手方にはどうなってるかは聞きたいというふうに考えております。

○委員（川窪幸治君）

使用外目的、最初は果樹園ということだったので、使用外目的ということで条件付で売却をされたようなことも説明に、現地でもあったんですけども、その辺のどこを考慮すると、業者さんにしてみれば早急に買戻しに応じるというのが普通ではないかなと思ったりはするんですけど、その辺の見解はどのようにお考えですか。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

相手の業者の言い分としましては、我々から、買った土地には産廃は混入しないんだというようなことで、それ以外のところに産廃を入れて、なぜかという土砂だけではちょっと果樹園がなかなかできないということで産廃を入れた上で土砂を入れて、その上で果樹園にするというようなことをおっしゃっていらっしゃいます。期間については、約30年後を目標に果樹園にするような話をしております。

○委員（仮屋国治君）

登記上、所有権移転は済んでおるんですか。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

現在、さくら農園の所有になっております。

○委員（仮屋国治君）

売買のあった3件について、売買が成立して以降、現状は変わってないということで確認してよろしいですか。

○霧島総合支所副総合支所長（山下 晃君）

この先ほどお配りしました土地売買契約書の裏のほうにも入ってますけれども、現状は変わっておりません。

○委員（仮屋国治君）

契約書の特記事項の一定期間未着手の場合はというのが、後ろから5番目にありますけれども、

法律上は一定期間というのはどの期間を指すのか、分かっているのでしょうか。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

ここに一定期間と書いてあるんですけども、特に、定めはありません。

○委員（前川原正人君）

私は去年の12月議会で、この永水地区の産廃問題について質問をした経緯があるわけですが、このときには売買契約の中では土地だけの答弁だったんですね。3万5,000平米ですか、それと204平米の二つだったんですけど、このスギの売買をしたというのは、今日初めて知ったような状況なんですけれど、これは同じ時期に伐採をし、同じ時期に、土地代金と一緒に、相手方から、振り込まれたというか、支払いがあったということによろしいわけですか。

○霧島総合支所副総合支所長（山下 晃君）

委員おっしゃられるように同日で全て行っております。

○委員（前川原正人君）

やはり1番の問題は、先ほどから出てますけど、一定のこの売買契約書の中に2枚目にあるわけですが、条件を付しているわけですね特記事項。この中で目的とする果樹等の再植栽を行い、裸地である期間がないようにすることということですね。それと、産廃等の異物を購入させないことということなんですけれど、相手側は環境アセスの準備書をもう出しているということで、今日現地を確認をさせていただいた際に説明いただいたわけですが、1番怖いのは、準備書が出て、次が環境アセスが出ます。その次に今度は市に意見を求められるわけですよ手順としては。だから、これでいけば契約不履行ということになるんですけど、あとは市長がどういう判断をするのかというのが1番争点になってくると思うんですね。1番いいのは、これはもう悪うございましたと。市の言うように買戻しをさせてやってくださいというのが1番理想な形なんだろうけれども、環境アセスのための準備書が出るということは、何らかの形でまた動きが出てくると思うんですね。ですから申請主義ですので、出してしまうと、書類が完備してしまうと受理せざるを得ないわけですよ、県としてはですね。だから、そのときに市の対応はどうなるのかという点では議論はまだでしょうけれど、どういうことを想定をされているのでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

今は準備書が出された段階というお話がありまして、ちょっと私ども環境衛生課としてはその話はまだ県のほうからは聞いていなかったところなのですが、霧島総合支所のほうで土地の買戻しの件でいろいろと協議をする中で、アセスについては進めますと、実際の開発については住民の同意が合意があるまでは、というような進めませんというかそういうような回答をしておるといふふうに、又聞きですけども、聞いております。実際問題、アセスの調査には、今からはもう既に入っているのかもしれないんですけど、春夏秋冬、1年間通してそれぞれの季節の時期にどういう状況かというのを、調べていかなければいけないということですので、単純に調査をするだけでも1年以上はかかるのかな。私どもが、(仮称)霧島市クリーンセンターを建設する際に、これも、市としてアセスをしたわけですが、それも1年半ぐらい契約期間がかかっておりますので、まずこのいろんな調査をする段階で、1年半から2年近くの期間は有するのかなと。それと並行して、先ほど言いましたように準備書の作成をして、正式に提出をされるのかなというふうに考えております。ただ、私どももいろいろと意見はさせていただきましたし、県からも結構いろんな、意見とか要望みたいなのがついておるようですので、それをどの程度反映させることが業者としてできるのか、それを県がどのレベルで納得して受理されるのかというのはちょっとまだ全く分からない状況ですので、ただアセスだけでも1年半から2年近くは、期間としてかかるのかなと思っております。

○委員（前川原正人君）

環境アセスまでいってしまうと、県はオッケーを出さざるを得なくなるわけです。これはもう全国的ないっぱい産業廃棄物処分場建設関係に関わる大体の流れなんです。だからあとは、先ほど総

合支所長がおっしゃったように、こちら側の手持ちという点では、相手がいることですので、こちら側の言い分しか言えないというのはあるんですけれども、この特記事項の廃棄物処分等の異物を混入させないことということと、果樹の植栽をある一定程度終わったらやるんですよと。それから、それが1番のポイントになっていくだろうと思いますけど、当面はこの一点だけで、市側の見解は変わらないと。もうこの契約書どおりの何て言うんですかね。隙間を縫ってくる可能性も十分、可能性はあると思うんですけれども、その辺についての議論という点ではどうなんですか。もうここだけは絶対に譲れない、ここの契約書どおりのとおりに、やっていただかないといかんと。だからこそ、造らないでいただきたいということが大前提にあるわけですけど、その辺についての行政当局執行部の考え方というのは、揺らいだらもう相手の思うつぼですので、その辺についてはどのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

こういう問題が出てきまして、当然三役とも協議はしております。全くこの払下げのときは、産業廃棄物のさの字も出ている状況でありませんでしたので、当然もうこちら側としては、この特記事項に基づいて、買戻しのほうをするというようなことで、今後も相手方には伝えていきたいとは考えております。

○委員（植山太介君）

1点教えてください。買戻しに応じられて、では市有地のみで産廃の事業を粛々と進めるとそのような可能性があるのか、またそのようになった場合の市の対応というのはどのようになるのか、ちょっと説明をお願いします。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

恐らく市有地外で進めるというふうになった場合には、市としては、ほかに手だてはないというか、ちょっと考えたときに、ただ住民は反対しているということをお伝えするしかないということではありますが、最初、さくら農園といろいろ話をする中では、さくら農園のほうから住民が反対している以上は着工はしないというようなこともおっしゃられていました。それがちょっと守られるかどうかちょっと分からないんですけれど、こちらとしてはもうそういうふうに住民が反対してる以上は着工しないでくれと言い続けるしかないのかなと思っております。

○委員（竹下智行君）

さくら農園が果樹園をつくるということで、地元はずっと霧島市に密着して、観光業をされてきたわけですけども、ここのイメージダウンと、強制的に進めていくことで、さくら農園としては非常にイメージダウンするかと思うんですけども、この話合いの中では、そういったことというのは企業側からは特に出ないのか、市のほうとしてはそういった話が出てこないのか、そこはちょっと、議論の過程でどういう話があったのか、ちょっと教えていただけますか。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

さくら農園のほうからはそういう話はないんですけれども、もともとさくら農園が、産業廃棄物処理業者が元の会社でございますので、こちらの懸念としては、この売買をした後、そういう動きがもしあるのかなというようなことでいましたところ、こういう動きがあったということで、協議の中ではさくら農園のイメージダウンというような話は、特に今のところは出ていないところでございます。もともと、産廃業者というところが親会社なので、そういったことでございます。

○副委員長（久木田大和君）

すいません、具体的な計画が分かっているならば、お伺いをしたいんですけれども、市有地のところに産業廃棄物を埋めないということであれば、通常の砂とか土とかを持ってくる形になるかと思うんですけれども、もし埋立てた場合はそれはどれぐらい必要になるのかとかというのは、分かれば教えてください。分からなければ結構でございます。

○霧島総合支所長（鎌田順一君）

こちらのほうでは計算はしておりませんが、今日現地を見られたと思うのですが、計画で

は大分砂入れて、底上げをして農園にするような計画なので、もう莫大な量になることは確かであると思われます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありますか。それでは、ないようですのでこれで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時40分」

「再 開 午後 3時46分」

△ 委員間討議

○委員長（今吉直樹君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。次に、委員間討議に入ります。御意見はありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、本件の所管事務調査をこれで終了し、委員長報告をすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。それでは委員長に報告については御一任頂けますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。本件の所管事務調査については、12月20日の本会議で委員長報告を行います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時47分」

「再 開 午後 3時49分」

△ 所管事務調査 横断歩道、停止線等の早急な修繕に関する意見書について

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に所管事務調査として、横断歩道、停止線等の早急な修繕に関する意見書について行います。初めに横断歩道、停止線等の修繕について執行部の説明を求めます。

○市長公室長（永山正一郎君）

横断歩道、停止線等の修繕について、ご説明いたします。道路交通法において、都道府県公安委員会は道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止のため、必要があると認めるときは、道路標識等を設置及び管理し、道路の規制をすることができるかとされています。本市では、道路標識である横断歩道や一時停止線の補修の要望を受けた場合、その都度、霧島警察署へ要望を行っています。以上、説明を終わらせていただきますが、その詳細につきましても、引き続き、安心安全課長が説明いたします。なおこの口述書には、その後ということからのくだりがあるんですけども、その部分は新たな規制を設けるときに公安委員会ということで、修繕については警察ということなんです。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

それでは、横断歩道、停止線等の補修について、説明をいたします。横断歩道や一時停止等の交通規制に対する修繕要望については、地域まちづくり事業実施計画書に記載されたものや、安心安

全課をはじめ担当課において受け付けたものを、その都度、霧島警察署に対し行っています。市において霧島警察署へ要望を行った過去3年の実績は、横断歩道について、令和3年度が15件、令和4年度が11件、令和5年度が17件です。同様に、一時停止について、令和3年度が0件、令和4年度が2件、令和5年度が6件です。一方、横断歩道の設置数について、霧島警察署に確認したところ、現在、約560箇所程度とのことです。なお、箇所の考え方は、1つの交差点に横断歩道が4本設置されている場合、4箇所となります。また、横断歩道における過去3年の補修実績は、令和3年度が約71箇所、令和4年度が約76箇所、令和5年度が約15箇所とのことです。毎年度75箇所程度の補修を実施しているものの、令和5年度は国民体育大会が開催されたため、実績が少なかったとのことでした。なお、補修は、通学路や過去の交通事故の発生状況等を総合的に勘案した上で順次行われているとのことです。以上で説明を終わります。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

1点お尋ねをいたします。横断歩道の補修、停止線の補修、1回当たりどれぐらいかかるものなのか数字的なものがお分かりでしたらお示してください。

○建設部長（西元 剛君）

通常7.5mぐらいの幅員の歩道の中で整備1か所8万円程度と言われています。

○委員（竹下智行君）

横断歩道の設置数が560か所程度ということなんですけども、このうち横断歩道の補修の要望が出ている箇所というのは何か所になりますか。

○安心安全課交通防犯グループサブリーダー（野間立樹君）

横断歩道の補修要望受理件数につきましては、令和3年度が15件、窓口のみで15件受理しております。令和4年度が11件、内まちづくりで1件受理しております。令和5年度が17件、内まちづくりで4件、なお令和6年度につきましては11月末現在で窓口で17件、まちづくりで6件の合計23件受領いたしております。

○委員（竹下智行君）

一時停止線の要望件数の合計って分かりますか。

○安心安全課交通防犯グループサブリーダー（野間立樹君）

一時停止線の補修要望受理件数につきましては、令和3年度0件、令和4年度2件です。内まちづくり1件となっております。令和5年度が6件、内まちづくりが2件です。なお、令和6年度の実績11月末現在で窓口で5件、まちづくりで3件受理をいたしております。

○委員（前川原正人君）

今口述書のほうで安心安全課長のほうから、横断歩道、停止線等の補修についての説明を頂いたわけですが、現在約560か所程度ということでおっしゃいましたけれども、これは国道、県道、市道全部含めた数という理解でよろしいですか。

○安心安全課交通防犯グループサブリーダー（野間立樹君）

鹿児島県警察本部に確認して全ての道路を含むということで確認はしております。

○委員（前川原正人君）

どうしてもですね、今度の一般質問なんかでも結構出たわけですが、例えば優先順位というのは多分あると思うんですね。ですからどこを優先順位にするのかという点でいくと一般的な考え方でいけば通学路だったり、まだこう掘り下げていくと学校付近の横断歩道というのが一番に来るのかなという気もするんですけど、そういう補修だったり引き直しだったりそういうような行政のほうから順位を指定をして要請ということはできないものなんですか。いかがなものでしょうか。

○市長公室長（永山正一郎君）

要望については、その都度ですね、個人や団体から来たごとに警察署のほうに要望を出しています。ですから、年度分まとめて言えば市の考えというのがお伝えできるかもしれないですけど。ただその要望もですねもともと警察署の仕事ですので警察に直接行く方も大分いらっしゃると思うんで、その辺はこちらのほうは一切把握してませんのでちょっとそこは難しいのかなと思います。

○委員（川窪幸治君）

今、前川原委員も言われていましたけども、横断歩道、一時停止についてもですけど何て言うんすかね。多分560、皆さんの要望でいくと多分この箇所に対しても、ものすごい多分要望が直接警察に行かれる方もいると思うのですけども。この横断歩道と停止線の新しく引き直したときに、耐用年数的なものとか、多分通行量によっても多分変わってくると思うのですけど、大体の年数的なものっていうのはどの程度なのか、分かればですねちょっと教えていただきたい。

○安心安全課交通防犯グループサブリーダー（野間立樹君）

その点につきましても鹿児島県警察本部に確認をいたしております。その回答といたしましてははっきりと一概に耐用年数というのはお答えできずに、やはり委員おっしゃったとおり交通量等々で変わってくるので、例えば1年で摩耗したりする場合もございますし10年もつ場合もございますという回答でした。

○建設部長（西元 剛君）

一般的な話で通常言われていることで申し上げますと1日5,000台以上の言わば首都圏の主要幹線道路なんかにつきましては、やはり3年程度で、1年から3年程度で摩耗すると薄くなると言われています。ただ一般県道とか交通量の多い市道等につきましては、多分その1日1,000台程度でございますので、ほとんどが5年から10年ぐらいで大体消えるというように一般的には言われております。

○委員（川窪幸治君）

そうですね5年から10年。私のほうも議員になってから要望して、県道ですけど、していただいたりして、最初の頃でしたので、今ちょうどもう7年になってくるとなるほど消えてきたなというのが十分分かって、毎日目の前にありますから見ているところですけども、議員もですね多分たくさん皆さん要望を受けて、警察署に直接行ったり多分安心安全課に行かれたりとかしてると思うのですけど。議員が警察署にお伝えした場合とか市のほうからの要望でお伝えした場合、何割程度がここにある実績になっているのか、その辺が少し言いにくいのかもしれないですけど、実績としてどのぐらいの確率で実施されているのかその辺が分かればお示してください。

○市長公室長（永山正一郎君）

霧島警察署管内っていうのではちょっと把握していませんけれども、鹿児島県下全域でというのではですね、9月に県議会で一般質問があって、県警の本部長が回答してるもので31%というのが。これは距離じゃなくて塗った長さで。箇所であれば29%をやられているようです。修繕箇所として県が把握している部分の29%の箇所で修繕が行われたと、令和5年度はですね、そういう答弁があるようでございます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時01分」

「再開 午後 4時02分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を再開します。ここで執行部より発言の申出がありましたのでここで許可

をします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

先ほどの議案第124号、財産の取得についての答弁について1点修正させていただきます。前川原委員から最低制限価格について、最後のほうですけれども、受注生産なので最低制限価格がないのかという質問に対して、そのとおりですということで答弁したところでしたが、財産管理課に確認しましたところ、物品、役務については、業者側の見積りによるところが大きく、最低制限価格を求める場合の適正な価格算定の根拠、基準がないことから、物品については最低制限価格を設けないということでしたので、修正させていただきます。

○委員長（今吉直樹君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時04分」

「再 開 午後 4時05分」

△ 委員間討議

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に委員間討議に入ります。御意見はありませんでしょうか。休憩します。

「休 憩 午後 4時08分」

「再 開 午後 4時09分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど年間の補修箇所というのを経年で紹介していただきましたが、私が感じている、実態的にはもう薄いところをもっともっとたくさんあって、もっとたくさんやってほしいなというふうに感じているところですので、補修箇所は可能な限りもっとたくさんやってほしいなというふうに感じているところです。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。ないようですので本件の所管事務調査をこれで終了し、委員長報告をすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次に委員長報告に付け加える点は何かございますか。

○委員（鈴木てるみ君）

私の感想というか要望というか、そういったことを言っていただければありがたいなと思います。

○委員（川窪幸治君）

まずさっきの鈴木委員と一緒にすけれど、ここに実績のほうで、補修実績ということで、令和3年が71、令和4年度が76、令和5年度が15、毎年度75か所以上ということに実績がなっております。ただ、これに対しては、今あるように薄いところ、見えにくいところ、危険になったところというのがやっぱりあるので、優先順位は当然あるんですけども、やはり市民、県民の人たちが要望をしてくれているというのが事実なので、やはりそのほうはやはりしっかりと取り組んでもらえるようにお伝えをしてもらいたいと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにごありますか。ないようですのでただいま御意見を頂きました内容を織り込むこととし、

報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。本件の所管事務調査については、12月20日の本会議で委員長報告を行います。また、ただいまの所管事務調査につきましては、会議規則第14条第2項の規定により、12月20日の本会議において総務環境常任委員長名で意見書提出に関する議案を提出することにしたいと思っています。別紙の意見書案の内容については、ここで御意見を頂きたいと思います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時12分」

「再 開 午後 4時21分」

○委員長（今吉直樹君）

再開します。文面については委員長に御一任いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

提出先については、意見書案では、鹿児島県知事と鹿児島県公安委員会となっていますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。本会議での趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、それもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（今吉直樹君）

閉会中の所管事務調査についてになります。閉会中の所管事務調査について皆さんのほうから御意見はありませんでしょうか。ここで休憩します。

「休 憩 午後 4時21分」

「再 開 午後 4時23分」

○委員長（今吉直樹君）

再開します。閉会中の所管事務調査については、今後の協議の課題といたしたいと思います。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

△ その他

○委員長（今吉直樹君）

その他として委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないですね。それでは、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会したいと思います。

「閉 会 午後 4時23分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 今吉 直樹